

## 令和 8 年度諫早市地域クラブ活動支援費補助金交付要領

### 1 目的

市は、少子化が進む中でも、将来にわたり本市の中学生がスポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保し、もって生徒の心身ともに健全な育成を図るため、予算の範囲内で諫早市地域クラブ活動支援費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、諫早市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 53 号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところによる。

### 2 定義

この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 地域クラブ 市内で活動し、スポーツ又は文化芸術活動を通じて生徒の健全育成を図る団体であって、諫早市地域クラブ認定制度について（令和 7 年 2 月 12 日付け学校教育課長通知）の規定に基づき諫早市地域クラブに認定されたものをいう。
- (2) 地域展開 学校が主体となっていて行っている学校部活動の指導を地域クラブに展開することをいう。

### 3 補助対象者

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす地域クラブとする。

- (1) 諫早市立中学校に在籍する 5 人以上の生徒により構成されている団体であること。
- (2) 学校部活動が地域展開した団体（平日及び休日の全ての活動が移行しているものに限る。）又は学校部活動の代替として地域住民等により組織された団体であること。
- (3) 令和 8 年 4 月末までに地域展開している団体であり、補助金の交付申請を行う時点において引き続き活動をしていること。

### 4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、地域クラブの活動に要する

経費（食糧費を除く。）とする。

5 補助金の額

補助金の額は、1団体当たり5万円とする。

6 補助金の交付申請

補助対象者は、諫早市地域クラブ活動支援費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

7 補助金の申請期限

補助金の申請期限は、令和8年6月30日とする。

8 補助金の交付決定

市長は、6の規定による申請の内容が適正であると認めたときは、諫早市地域クラブ活動支援費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

9 補助金の交付方法

補助金は、概算払いにより交付することができる。

10 補助金の請求

8の規定による通知を受けた者は、諫早市地域クラブ活動支援費補助金交付請求書（様式第3号）により、市長に対し補助金を請求するものとする。

11 実績報告

規則第14条の規定による実績報告書の提出期限は、補助対象活動が終了した日から30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日とし、実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 諫早市地域クラブ活動支援費補助金実績報告書（様式第4号）

(2) 事業報告書

(3) 収支決算書

(4) その他市長が必要と認める書類

## 1 2 補助金の額の確定

市長は、1 1 の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査を行った上で、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、諫早市地域クラブ活動支援費補助金確定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

## 1 3 補助金の交付決定の取消及び返還

市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

## 1 4 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

様式第 1 号

諫早市地域クラブ活動支援費補助金交付申請書

年 月 日

諫早市長 様

(申請者) 住所  
団体名  
代表者名  
電話番号

標記補助金の交付を受けたいので、令和 8 年度諫早市地域クラブ活動支援費補助金交付要領 6 の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 活動内容
- 2 補助申請額 円
- 3 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号

第 号  
年 月 日

様

諫早市長

(公印省略)

諫早市地域クラブ活動支援費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった諫早市地域クラブ活動支援費補助金については、下記のとおり交付の決定をしたので、令和8年度諫早市地域クラブ活動支援費補助金交付要領8の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 交付条件
  - (1) この補助金は目的以外の経費に使用してはならない。
  - (2) 令和8年度諫早市地域クラブ活動支援費補助金交付要領及び諫早市補助金等交付規則を遵守すること。

様式第3号

年 月 日

諫早市長 様

住所  
団体名  
代表者名  
電話番号

印

諫早市地域クラブ活動支援費補助金交付請求書

令和8年度諫早市地域クラブ活動支援費補助金交付要領10の規定により、  
下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関		支店名	
預金種目	普通 ・ 当座 ・ その他 ( )		
口座番号			
(フリガナ)			
口座名義人			

様式第4号

第 号  
年 月 日

諫早市長 様

住所  
団体名  
代表者名  
電話番号

諫早市地域クラブ活動支援費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により交付決定通知があった標記補助金について、補助対象活動が終了したので、令和8年度諫早市地域クラブ活動支援費補助金交付要領11の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額及びその精算額

交付決定額 円

精算額 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第5号

第 号  
年 月 日

様

諫早市長

(公印省略)

諫早市地域クラブ活動支援費補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和8年度諫早市地域クラブ活動支援費補助金については、下記のとおり確定をしたので、令和8年度諫早市地域クラブ活動支援費補助金交付要領12の規定により通知します。

記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付済額  | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 円 |